

こんなときは

高齢者のご家族のための 高齢者のほっとあんしん相談所

# 地域包括支援センターへご連絡ください

ID 1003574

地域包括支援センターでは、専門の資格を有するスタッフがそろっています。ご自身やご家族のこと、周りの気になる高齢者、認知症に関することなどご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

問 高齢福祉課 ☎514-8496

認知症かもしれない…。どこの病院へ受診したらいいの？

近所の高齢者が家族の方に怒鳴られている声がして、心配。

毎日の介護が困難になってきて、どうしたらいいの？

母が徘徊するようになった。対応策はあるのかしら？

郵便受けに新聞や郵便物がたまってきている。

お金の勘定ができていないのでは。

サークルや地域の集まりに急に顔を出さなくなっているのでは。

髪や服装が乱れ、季節に合わない服を着ている。

ご相談・ご連絡は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまで

センター名	所在地	電話番号	担当地域
もぐさ	落川 1070	599-0536	百草、落川、程久保(1~8丁目を除く)、三沢2丁目、三沢1289~1294番地
あさかわ	高幡 864-4	593-1919	高幡、三沢(1289~1294番地を除く)、三沢1・3~5丁目、新井、石田(浅川南)、程久保1~8丁目
すてっぷ	豊田 3-1-8	582-7367	豊田、東豊田、旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目、富士町
あいりん	多摩平 6-31-7	586-9141	多摩平3~7丁目、日野台4・5丁目、大坂上
せせらぎ	日野本町 6-3-17	589-3560	日野本町、神明、日野台1~3丁目、栄町、新町
多摩川苑	万願寺 1-16-1	582-1707	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田(浅川北)、石田1・2丁目
すずらん	南平 7-19-13	599-5531	南平1~9丁目
いきいきタウン	東平山 3-1-1	585-7071	東平山2・3丁目、平山1~6丁目
かわきた	西平山 1-12-1	589-1710	東平山1丁目、西平山、旭が丘1・3・4丁目

## 在宅高齢者向けサービスの紹介



広報今号では、高齢者向け事業のうち、ちょっとした手伝いを受けるサービス、住まいに関するサービスをご紹介します。その他にもさまざまなサービスを提供しています。詳細は市HPをご覧ください。

### 安全・安心な暮らしのサポート～生活支援サービス

日常生活でちょっと誰かの手伝いが欲しいと思うことはありませんか？

そんな時に気軽に利用できる市民参加型の生活支援サービスを3つご紹介します。利用

条件がそれぞれ異なりますので、詳細はお問い合わせください。

サービスの協力者も募集しています。あなたの空いた時間を助け合いにお役立てください。

**1. ちょっと困りごとサービス (300円/回)**  
ID 1003577

高齢者のみの世帯を対象に、電球交換などおおむね30分以内の簡単な作業を行います。  
問(社福)おおぞら ☎585-5252

**2. 在宅高齢者ケアサービス (1,000円/時間)**

高齢者を対象に、掃除や買い物などの家事援助を提供します。  
問 日野市社会福祉協議会 ☎591-1567

**3. リビングサポート(作業員1人に付き1,650円/時間)**  
ID 1003506

網戸の清掃、電気機器やドアなど建具の修理、家財の片付けなどに専門的な技術を要する作業を行います。  
問 日野市シルバー人材センター ☎581-8171

### 住まいに関する高齢者向けの事業

#### ■高齢者民間住宅家賃助成

ID 1003597

民間の賃貸住宅にお住まいの低所得の高齢者のみの世帯に家賃の一部(家賃額の3分の1、上限10,000円)を助成しています。

- ※1 UR賃貸、社宅などは対象となりません
- ※2 収入など要件あり
- ※3 申請など詳細は高齢福祉課福祉係 ☎514-8495)にお問い合わせください

#### ■住宅改修給付

ID 1003597

運動機能に支障がある高齢者宅に、介護予防のための手すりの取り付けなど費用の一部を給付します。詳細は、お住いの担当地域包括支援センターへお問い合わせください。



#### ■シルバーピア住宅

ID 1003597

自立して生活ができる一人暮らしの高齢者、または高齢者だけの世帯で、住宅困窮者向けの集合住宅です。

募集の際は、広報でお知らせします。

#### ■家具転倒防止器具取付事業

ID 1007283

避難行動要支援者名簿登録者を対象に家具転倒防止器具の支給・取り付けを行います。平成29年度に給付された方は対象となりません。

##### 対象

- ・要介護3以上の方を含む世帯
- ・身体障害者手帳1級または2級の所持者を含む世帯(肢体不自由は3級以上。内部障害除く)
- ・愛の手帳所持者を含む世帯
- ・精神障害者手帳1級または2級の所持者を含む世帯
- ・満65歳以上の方のみの世帯

日野市高齢者憲章(平成29年1月1日制定)

「社会がしっかり支え、全ての高齢者がいつまでも健康で明るく幸せにいらしていただける」ように支援していきます。

